

出産手当金の申請 対応チェックリスト



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

対象者

☐

健康保険の被保険者本人

☐

妊娠4ヶ月（85日）以降の出産で休業

☐

休業中、給与がない（または出産手当金より少ない）

支給期間

☐

原則：産前42日（多胎妊娠98日）～産後56日。出産日は産前扱い。

※産前期間は出産予定日を基準とし、出産が予定日より遅れた場合は遅延分も対象。早まった場合はその分短縮。

支給額

☐

1日あたりの支給額

$(\text{支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額} \div 30) \times 2/3$

☐

被保険者期間12ヶ月未満の場合

下記①②のいずれか低い額で計算

①支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額

②前年度9月30日時点の全被保険者の標準報酬月額の平均額

☐

令和5年10月以降に導入された社会保険適用促進手当等は、調整対象となる報酬に含めない。

出産手当金の申請 対応チェックリスト

申請手続き

☐

「健康保険出産手当金支給申請書」を加入する協会けんぽ・健康保険組合へ提出。

☐

申請期限：出産のために労務に服さなかった日ごとにその翌日から2年以内。

☐

医師・助産師の証明、事業主の証明が必要。

退職後の継続給付

☐

資格喪失日の前日（退職日）までに継続して1年以上の被保険者期間がある。

☐

資格喪失時に出産手当金を受給中、または受給要件を満たしている。

その他給付との調整

☐

傷病手当金

出産手当金が優先。傷病手当金の額が出産手当金の額を上回る場合はその差額を支給。

☐

出産育児一時金

併給可能。令和5年4月1日以降の出産の場合、出産育児一時金は1児につき原則50万円。